

# 重大事態への対応マニュアル（吉野川市教育委員会）

- I 重大事態の発生（疑いを含む）
- II 市教育委員会に報告が入る（学校又は市教育委員会のどちらが主体になるかを判断）  
徳島県教育委員会に報告する  
マスコミへの対応  
窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：副教育長）
- III 重大事態の調査組織を設置する（市教育委員会が調査の主体になった場合）
  - ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
  - ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
  - ・次のどちらが調査の主体となるかを決定する。
    - 吉野川市いじめ問題対策連絡協議会に適切な専門家を加えた調査組織
    - 吉野川市いじめ問題専門委員会に第三者を加えた組織（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、精神科医、学識経験者など）
- IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う
  - ・調査前に被害児童生徒、保護者に①から⑥を説明をする。
  - ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
  - ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。
    - ①調査の目的・目標
    - ②調査主体
    - ③調査時期・期間
    - ④調査項目
    - ⑤調査方法
    - ⑥調査結果の提供
- V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する
  - ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
  - ・市教育委員会で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照）
    - ①文書情報の整理
    - ②アンケート調査の実施（詳細調査の実施P17）
    - ③聞き取り調査の実施（詳細調査の実施P18） → 時系列にまとめて分析する。
    - ④情報の整理（詳細調査の実施P19）
- VI 調査結果を徳島県教育委員会に報告する
- VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる
  - ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的なケアを行う。
  - ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動の助言・指導を行う。
  - ・再発防止策を検討する。（詳細調査の実施P20）
  - ・報告書の取りまとめをする。（詳細調査の実施P20）